

議案第71号

大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大田原市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。